

最寄役員に一時金カンパをお寄せ下さい

＜機関紙「東海」政策シリーズ①＞ 職場の仲間と読み合わせ意見交換をしましょう。

違法・不当な「賃下げ」継続許さない！ 「公務員賃下げ違憲訴訟」の公正判決勝ちとろう 東京地裁宛「公正判決求める署名」等への協力を

予断許さぬ国会情勢 「賃下げ」継続に躍起

昨月の人事院勧告に基づく平均七・八％もの「賃下げ」が強行されて一年余。東海建設支部には、「生活が厳しい」等の声が少なからず寄せられています。皆さんの実感がいかかでしょうか。 「賃下げ」を継続させないためには、この人動向、実態比較、その他の訴え等を求める職場の意見を交渉や署名等で示すことと、国労連結の全国の仲間とつくり、「公務員賃下げ違憲訴訟」の東京地裁での年内公正判決勝ち取ることを重要と見なしています。

法案提出を見送ったとしても、現行の「賃下げ特別法」が議員立法で国会に提出され、共産社民以外の賛成多数で可決・成立した経緯からみても、同じ轍が繰り返される危険性が高いと見ざるを得ません。 ちなみに、みんなの党は六月二日、給与減額措置等による公務員総人員削減の法案を参院に提出しました。

「賃上げ」なき経済政策 財政状況の悪化ばかり

総務大臣の「一〇年度の財政状況、経済状況」をみて与野共ありません。いわゆる「アベノミクス」で「経済情勢が回復の兆しを見れば」との期待もあてられませんが、現実的には望み薄ではないでしょうか。 「大胆な金融政策」として日



本銀行券を大量に発行しては、円高是正のためと米ドル買いの為替介入（米国債の買い支え）や、金融市場でのマネーゲーム（諸外国も含む富裕層投資家の間で分潤あり）に費やされ、日本国内の労働者・農漁業者・中小企業には回っていません。それどころか、円安は燃料・食糧・資材等価格の高騰を招き、生活・経済の困難性が増すばかりです。 「機動的な財政政策」として、一月に一〇・三兆円の緊急経済対策が閣議決定され、四月には建設労働単位の改善も発表されました。大手ゼネコンや徳中間搾取業者による不当な「ハネを許さず」、下請・孫請等の中小企業や従事者への適正支給が確保されなければなりません。その実効性を担保する制度・体制を整備されています。 米国内への流出、富裕層・資産家内での貯め込みが続き、労働者賃金や下請単価などの改善に振舞った、日本のGDP（国内総生産）の六割近くを占める家計消費支出による需要回復なき政策の中心は、財政状況が悪化するばかりで、経済回復など望めないではないでしょうか。

地方、独法への「賃下げ」強硬の先には負の連鎖

昨年四月、国土交通省の地方自治体で、国土交通労働組合の三分がりが加盟し「消費増税増税法」が成立しました。来年四月からは消費増税率が八％へと引き上げられます。「賃上げ」なき物価上昇のことで、生活に追い打ちをかけるものです。 「国民の皆さんに痛みを押し付けるのだから」身を切る『』として、来年四月からも「賃下げ」が押し付けられかねません。

広がるただかしの輪 諦めるにはまだ早い

しかし、「賃下げ」被害を防止、返す展望も生まれています。 独立行政法人の「賃下げ」をめぐっては、全大教加盟組合を中心とする地元地域への提訴など法的手段でのたたかいが立ち上がっています。そもそも民間労働法制適用の職場で、大当り当局には財源面での相当な努力が求められます。お上り言われたか？ などと安易な国家公務員準地は認められませんでした。 全大教がたたく各地で、私たち東海建設支部が全国の国労連の仲間



世間の反応にも変化 運動の押し上げを

組も各県国公や各県生公連の一人員として行動をともにしており、共同が強まっています。 「賃下げ」は、大目に見て議論されている当時、私たちは違法・不当性の指摘でも「民間をきむ多く労働者の」「賃下げ」にもつながり、地域経済や震災復興にも悪影響。全ての労働者の「賃上げ」にのみ賛同回復こそが必要と主張してきました。 法成立後も、各県国公が毎月とりの街頭宣伝行動で繰り返し訴え、民間中心の街頭行動も結果としてきました。街頭宣伝への世間の反応は、当初は厳しいものも多々ありましたが、最近ではそうした反応は少なへむに激減がもたらされています。 そうした成果もあり、国家公務員の「賃下げ」の悪影響や全ての労働者の「賃上げ」の必要性は、今では多くの人々の「必要」の一致した認識となり、マスコミを通じて世論の広がりをみています。

正当な要求に確信を 当たり前の権利回復

「賃下げ」を許さないことは、法のもとに保障された当たり前の権利を回復するただかいです。 国家公務員は、憲法によってすべての国民に保障された労働基本権等が、国家公務員法や人事院規則で不当に制限されています。 米英独仏等の諸外国と比べても、類をみない低水準です。 そうした中、賃金決定については、国労連「五五」情勢適応原則で人事院勧告による生計費確保・民間均衡が定められています。最終的には「財政民主主義」に基づき国会が決定することではありますが、人動向が原則です。それなのに、「厳しい財政事情」や「震災復興の財源」を理由に、臨時・異例の措置として「賃下げ」が強行されました。

国家公務員も 国民であり労働者

何にせよ国民たる私たちは、皆で政治下を配布したことが国労連法違反として、現職国家公務員が逮捕・起訴された。国労連法違反事件「昨年二月、堀越氏の無罪が最高裁で確定しました。 「国民として当然の前に保障されるべき思想・信条、政治活動の自由。国家公務員への不正な制約が違憲と判断された。画期的な判決です。 国会議員や有名人の年金掛金未納問題に端を発し、本来なら口頭注意程度が至当のいじめの「のせき員」で処分を受けた。



【ご協力をお願いします】
8/23までに支部書記局へ
■東京地裁宛
「公務員賃下げ違憲訴訟」の公正な判決を求める署名
(取扱：国労連)

7/12までに支部書記局へ
■人事院総裁・中部事務局局長宛
人動無視の賃下げ法廃止・非常勤職員の処遇改善などを求める「一言要求・職場押印状」
(取扱：中部ブロック国公)
■人事院総裁宛
公務労働者の賃金・労働条件の改善を求める署名
(取扱：全労連公務部会)

ただかしの時々今でいい

「賃下げ」を継続させないため、この人動前に職場段階から意見を出すことが重要です。実績比較による訴え行動を求め、人動闘争の完全でも、押印状や署名を集め、人事院中部事務局前座込行動（交渉）（七）として「結果」を上げよう。 「賃下げ」を継続させないため、東京地裁宛の署名を業めきり高く積み上げよう。

【編集】「パプルの死角」
岩本少弓著（集英社新書）
消費税率引上げや時価会計導入など「失われた20年」に行われた財政、金融等の諸政策・ルール改革が、強者（多国籍企業、富裕層・資産家等）よりのものだということが解りやすい一冊